



表示マーク（銀）	表示マーク（金）
	
<p>消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合に、交付されます。 (有効期間は1年間)</p>	<p>消防機関による審査の結果、3年間継続して表示マークに適合していると認められた場合に、交付されます。 (有効期間は3年間)</p>

【概要】

表示制度は、ホテル・旅館等からの関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な建築構造等の基準に適合する場合に「表示マーク」を交付する制度です。

【目的】


表示制度は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する一定の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供することにより、防火安全体制が確立されることを目的としています。

【対象となる建物】


3階以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等
(複合用途の建築物内にホテル・旅館等がある場合を含みます。)

【表示制度の申請・交付の流れ】

表示マークの交付（更新）を希望するホテル・旅館等の関係者は、消防法令のほか、重要な建築構造等に関して一定の防火基準に適合していることを示す以下の書類を添付し、管轄の消防署へ申請してください。




- 1 防火対象物（防災管理）定期点検報告書
申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付してください。
- 2 防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書
申請日直近の認定通知書を添付してください。
- 3 消防用設備等点検結果報告書
申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付してください。
- 4 製造所等定期点検記録表
一定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱っていない場合は、添付の必要はありません。
- 5 特殊建築物等定期調査報告書
申請日から直近の定期調査の期間に行ったものを添付してください。
- 6 その他必要な事項
点検報告の内容に不備がある場合は、その改修状況を示す書類を添付してください。



消防機関は、ホテル・旅館等からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査します。
(必要に応じて現地確認を行う場合があります。)

表示基準	
消防法令の基準	防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等に適合していること。
建築基準法令の基準	構造・防火区画・階段・避難施設等に適合していること。



消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められた場合は、建築物の関係者に「表示マークの（銀）」を交付します。
3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マークの（金）」を交付します。
なお、表示マークの交付を受けた建物の関係者は、建物に掲出するほか、ホームページ等に表示マークを掲出することができます。

詳しくは、管轄の消防署にお問い合わせください。

- | | |
|---------------|--------------|
| 北はりま消防本部 | 0795(48)3071 |
| 北はりま消防本部西脇消防署 | 0795(22)0119 |
| 北はりま消防本部加西消防署 | 0790(42)0119 |
| 北はりま消防本部加東消防署 | 0795(42)0119 |
| 北はりま消防本部多可消防署 | 0795(32)0119 |

